

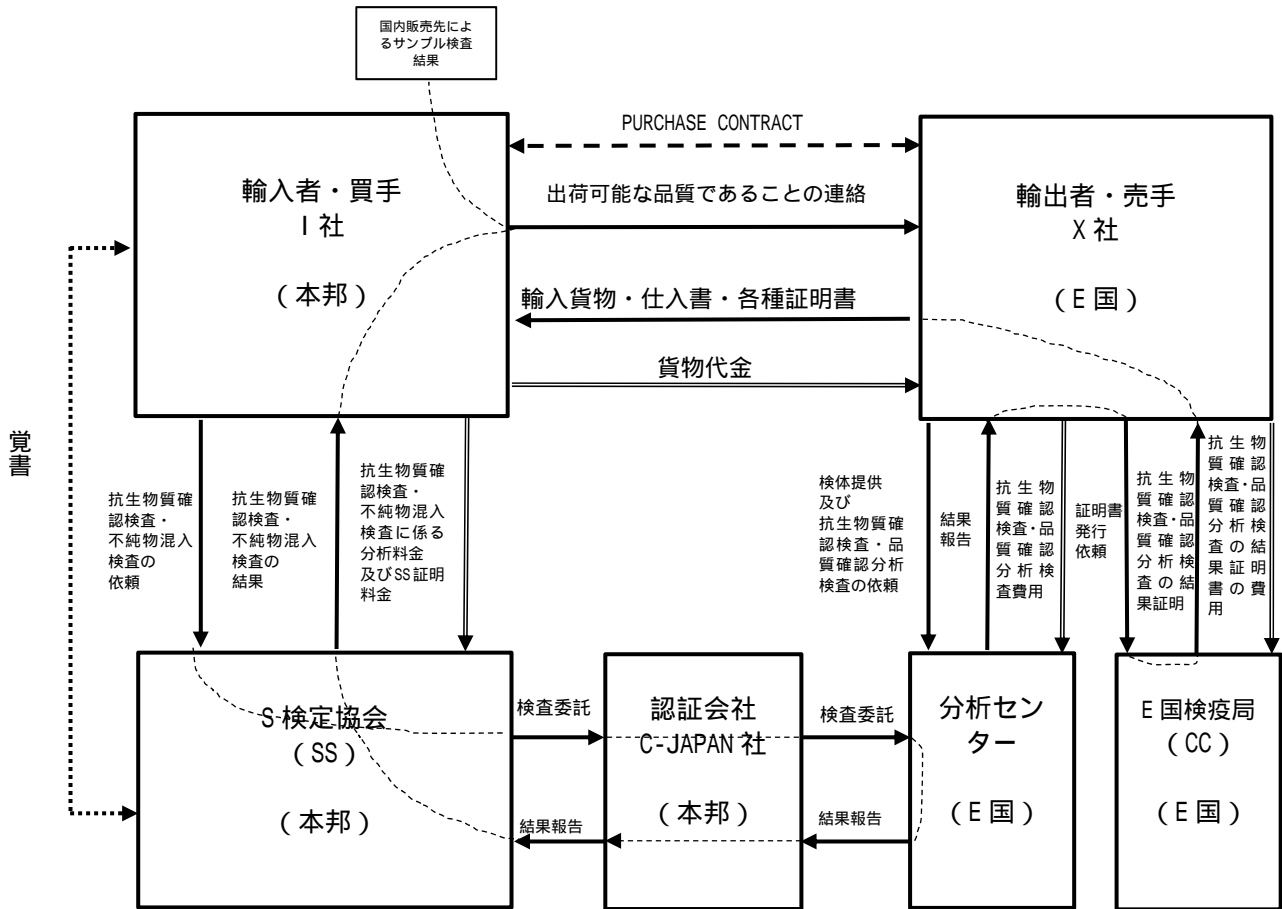
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が支払う輸入貨物の検査に要した費用の取扱いについて

照 会		
照会内容等	輸入貨物の品名	食用の動物性生産品（税表分類：第 04 類）
	照会の趣旨	買手が支払う輸入貨物の検査に要した費用の取扱いについて照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。
関係する法令条項等		関税定率法第 4 条第 1 項
添付書類		照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回 答			
回答年月日	平成 29 年 7 月 25 日	回答者	横浜税関業務部首席関税評価官
回答内容	別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。		

1. 取引形態図



2. 取引の概要

1. 輸入取引の概要

本邦所在の輸入者であり買手であるI社（以下「買手」という。）は、E国所在の輸出者であり売手であるX社（以下「売手」という。）と船積みごとに「PURCHASE CONTRACT」（以下「売買契約」という。）を取り交わし、CIF条件で食用の動物性生産品を継続的に輸入しています。なお、売手と買手の間に特殊関係はありません。

2. 輸入貨物の品質の条件等

輸入貨物である食用の動物性生産品は、売買契約において「日本の法令に適合する品質でなければならない」とされています。

ここにいう「日本の法令に適合する品質」とは、食用の動物性生産品類の表示に関する公正競争規約別表に定める組成基準（以下「組成基準」という。）及び食品衛生法の基準に適合すること

を指します。

なお、E 国の国内規制である E 国検疫機関の定めにより、売手は輸出先の国における検疫基準を満たさない場合には輸出できないこととされており、具体的には、日本の食品衛生法の基準に合致しない食用の動物性生産品を輸出することができません。

3．売手と買手との売買契約に基づき、売手は買手に次の書類を提出することが義務付けられています。

(1) E 国検疫局(以下「CC」という。)発行の抗生物質等の残留農薬が含まれていないことの証明書(以下「抗生物質確認検査の結果証明書」という。)

(2) CC 発行の食用の動物性生産品の成分に係る分析証明書(以下「品質確認分析検査の結果証明書」という。)

(3) 原産地証明書

4．輸入貨物に係る検査の種類と内容

(1) 輸入貨物である食用の動物性生産品に実施される検査は、次の ~ のとおりです。

抗生物質確認検査(売手と買手が別々に依頼している検査)

当該検査は売手と買手により別々に手配され、いずれも E 国所在の公的検査機関である「E 国検疫局動植物食品分析センター」(以下「分析センター」という。)が行っています。

E 国から食用の動物性生産品を輸出する場合には、E 国検疫機関の定めにより、輸入国における検疫基準を満たさない場合は輸出できないこととなっており、売手が委託している当該検査は、食用の動物性生産品が日本の検疫基準を満たしているかを確認する検査であり、売手が売買契約上、買手に送付することとなっている上記 3.(1)の証明書を取得する上で必要な検査です。上記 3.(1)の証明書は売手が食用の動物性生産品を輸出するために輸出国検疫当局に提示が必要となるものです。

他方、買手は、国内販売先に提出する証明書を取得するために、本邦所在の S 検定協会(以下「SS」という。)と覚書を交して、同者に当該検査を委託しています。

また、検査を受託した SS は、本邦所在の「E 国検査会社日本支社」(E 国所在の検査業務を行う C 社の子会社である C-JAPAN 株式会社)を介して、分析センターに再委託しています。

なお、検査費用はそれぞれの検査の委託者が負担しています。

不純物混入検査(買手のみが依頼している検査)

上記の抗生物質確認検査と併せて買手が SS に委託し、分析センターが行っている検査であり、売手と買手との売買契約により行うこととされている検査ではなく、買手が、輸入貨物が不純物の混入のない食用の動物性生産品であることを確認するためのものであり、国内販売先に提出する証明書の発行料金を含む検査費用は買手が負担しています。買手は SS から上記の検査

と本件検査に係る費用を合わせて請求され、そのうち、両検査に係る分析料金については、覚書により取り決められた換算表に基づき日本円に換算された額を、両検査の結果の証明書(以下「SS証明書」という。)の料金については、日本円で請求された額をSSに支払っています。

なお、SS証明書の料金は二つの検査結果を合わせた証明書発行に係る費用であり、検査ごとの内訳が分かる資料はありません。

品質確認分析検査(売手のみが依頼している検査)

売手が分析センターに委託している検査であり、上記3.(2)の証明書を取得するために必要となる検査で、食用の動物性生産品が売買契約で取り決めた品質の一つである組成基準に適合し、当該食用の動物性生産品の関税率表上の分類にも用いられるものであり、検査費用は売手が負担しています。

(2) 検査結果と貨物の流れ

売手が依頼する検査

売手は、自らが分析センターに依頼した抗生物質確認検査の結果報告を受け、CCへ証明書発行依頼をして「抗生物質確認検査の結果証明書」を取得し、当該「抗生物質確認検査の結果証明書」により、E国の規制(輸出先である日本の検疫基準を満たしていること)を満たしていることを証明して船積みをしています。

また、売手は、併せてCCから「品質確認分析検査の結果証明書」を取得し、買手に提出しています。

なお、当該「抗生物質確認検査の結果証明書」と「品質確認分析検査の結果証明書」は、上記3.の売手が買手に提出することが義務付けられている証明書です。

買手が依頼する検査

買手の依頼により分析センターで行われている抗生物質確認検査及び不純物混入検査に使用する検体は、売手が同分析センターに送付しています。

SSは、買手に対して「不純物検査結果」及びSS証明書を発行し、抗生物質確認検査及び不純物混入検査の結果を通知しています。買手は、当該不純物混入検査の結果通知及び国内販売先によるサンプル検査結果を受けて、売手に対し、輸入貨物が出荷可能な品質であることの連絡(以下「品質連絡」という。)をしています。

なお、買手と売手との売買契約上、売手が不純物混入検査を実施する旨の取決めはなく、買手から品質連絡がないとしても、売手が貨物を船積みすることは売買契約上可能であるものの、貨物の船積み後、不純物が混入していることが判明した場合、買手は売手に対して積戻しを要求することとしており、売手も買手からの積戻し要求が発生しないよう、実際には、売手は当該品質連絡を受けてから船積みをしています。

(3) 検査費用に係る輸入(納税)申告の状況

売手が手配し売手が負担している抗生物質確認検査及び品質確認分析検査に係る費用は、売手が発行する仕入書価格に含まれており、買手は仕入書価格に基づき輸入申告していますが、別途、買手が手配し負担している抗生物質確認検査及び不純物混入検査に係る費用は、輸入申告の際の課税価格に含めていません。

【照会者の見解】

売手が分析センターへ依頼する抗生物質確認検査及び品質確認分析検査は、売手が自己のために行った検査であり、その費用は課税価格に含めることとなりますが、買手が手配し費用を負担している抗生物質確認検査は、買手が自己のために行った検査に該当し、その費用は課税価格に含まれないと考えます。

また、買手が委託している不純物混入検査は、国内販売先に輸入貨物の成分を証明するための検査であり、買手が自己のために行った検査に該当することから、当該検査費用は課税価格に含まれないと考えます。

したがって、課税価格は、売買契約に基づき買手から売手に支払われる仕入書価格に基づき、計算することとなると考えます。

また、SS 証明書の料金については、国内における証明書の発行料であり、また、輸入貨物の本邦到着後に発生する費用であることから、課税価格に含まれないと考えます。

【回答内容】

買手が SS に対し支払う抗生物質確認検査及び不純物混入検査に係る分析料金、抗生物質確認検査及び不純物混入検査に係る SS 証明書の料金は、買手が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担したものと認められることから、現実支払価格に含まれず、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【理由】

1. 関係法令等

関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とするとされています。

法施行令第1条の4本文において、「現実に支払われた又は支払われるべき価格は、当該輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額(買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。以下この条において同じ。)とし、次に掲げる費用等の額は含まないものとする。」と規定されています。

法基本通達(以下「通達」という。)4-2の3において、輸出国における輸入貨物の検査に要する費用の取扱いについて、「検査」とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析をいうとされています。

また、同通達(1)において、売手(売手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。)が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担する場合は、課税価格に算入するとされ、他方、同通達(2)において、買手(買手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。)が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担する場合は、課税価格に算入しないとされ、また、同通達(2)ただし書きにおいて、買手が検査機関等の第三者に支払う検査費用が売手への間接支払に該当する場合は、課税価格に算入するとされています。

2. 輸入取引の認定について

輸入者は、自己と特殊関係にないE国所在の輸出者と自己の計算と危険負担の下、CIF条件にて売買契約を締結し、輸出者が生産した商品を継続的に輸入し、輸出者との間で貨物代金を決済していることから、輸入者と輸出者との間の売買が法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、輸入者が買手、輸出者が売手となります。

3. 買手が SS に支払う検査費用の検討

提出資料及び買手の説明によると、買手は SS との間で「覚書」を締結し、当該「覚書」に基づいて SS に「抗生物質確認検査」、「不純物混入検査」及び両検査結果を証明する「SS 証明書」の発行を委託し、これらの業務の対価として、分析料金及び証明書料金を支払います。

また、SS は「抗生物質確認検査」及び「不純物混入検査」を分析センターに再委託しています。以下、買手が支払うそれぞれの費用の取り扱いについて検討します。

(1) 抗生物質確認検査に係る分析料金

売手はセンターに対し抗生物質確認検査を自ら手配し、費用を負担しています。売手が手配する抗生物質確認検査は、買手との売買契約により買手に提出することが求められ、かつ、E 国から食用の動物性生産品を輸出するために必要な「抗生物質確認検査の結果証明書」を取得するため、実施している検査とされています。

他方、買手が SS に委託して実施する抗生物質確認検査は、売手がセンターに対し委託した抗生物質確認検査とは別に実施されており、売手が取得した証明書とは別に、買手の都合により国内販売先に抗生物質が含まれていないことを証明するために実施されていると認められることから、買手のための検査に該当し、当該検査費用は現実支払価格に含まれず、課税価格に算入されません（法施行令第 1 条の 4 本文、通達 4 - 2 の 3 (2)）。

(2) 不純物混入検査に係る分析料金

買手が SS に委託する不純物混入検査は、買手が、輸入貨物が不純物の混入のない食用の動物性生産品であることを確認するために行っている検査であって、売手との売買契約に定められたものではなく、売手が貨物を輸出するために必要な検査でもありません。

このため、当該検査は、買手が国内販売先に、輸入貨物である食用の動物性生産品に不純物が混入していないことを証明するための検査であると認められます。

よって、不純物混入検査は買手のための検査に該当し、当該検査費用は現実支払価格に含まれず、課税価格に算入されません（法施行令第 1 条の 4 本文、通達 4 - 2 の 3 (2)）。

(3) SS 証明書の料金

買手は SS に対し、上記 (1) 及び (2) の分析料金の他に、SS 証明書（抗生物質確認検査及び不純物混入検査の両検査結果の証明書）の料金を支払っていますが、SS 証明書は、国内販売先に提出するためのものであって、売手と買手との売買契約により求めているものではなく、売手が貨物を輸出するために必要なものでもありません。また、買手は売手に SS 証明書を送付していません。

このため、SS 証明書に係る費用は、買手のための検査に要した費用であると認められます。

よって、SS 証明書に係る費用は、現実支払価格に含まれず、課税価格に算入されません（法施行令第 1 条の 4 本文、通達 4 - 2 の 3 (2)）。